

亀山市告示第116号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定に基づき、なお従前の例により、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり市税等の収納事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和7年5月12日

亀山市長 櫻井 義之

1 委託の内容

亀山市市税クレジット等収納業務

2 受託者の住所及び名称

所在地 大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA

名称 株式会社エフレジ

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 委託した収納事務の範囲

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険税の収納事務

5 収納事務を行う期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで